

要介護高齢者等住宅改修助成事業のご案内

福島市では、バリアフリーに関する改修を介護保険制度もしくは障がい福祉の制度で行った際に、それぞれの制度の給付金を上回るような大規模な改修をされた場合、上乘せで補助金を交付する事業を行っております。目的は高齢者の方々が快適で安全な在宅生活を送れるよう、住宅改修に対し工事費の助成を行うものです。

① **対象者** 市民税非課税の方で、生計中心者の前年中（1月から6月までにあっては前々年。）の合計所得が別表1の所得制限限度額未満の方で

1. 介護保険で要介護（要支援を含む）の認定を受けた方
2. 下肢、体幹、運動機能障害の障害程度3等級以上の方（学齢児以上）

<助成金交付の条件>申請時において申請者及び生計中心者に市税の滞納がないこと

② **対象工事**

- (1) 手すり等の取り付け
- (2) 段差等の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材等の変更
- (4) 出入り口の変更
- (5) 昇降機の設置
- (6) 便器等の取り替え
- (7) 浴槽等の取り替え

※詳しい工事の内容については、別表2をご覧ください

③ **助成額** 上記工事の合計金額から20万円を引いた残額の $1/2$
(ただし千円未満の端数は切り捨てとし、20万円を限度とする)

別表1(第4条関係) 生計中心者の所得制限限度額

扶養親族の数	所得額(千円)
0人	3,010
1人	3,390
2人	3,770
3人	4,150
4人	4,530
5人	4,910
1人増毎に	38万円増



別表2 「福島市住宅改修助成事業」の対象工事一覧

工事の箇所	工事の名称	工事の内容
玄関 廊下 階段 居室 浴室 脱衣室 洗面所 台所 トイレ その他	手すり等の 取り付け	◎手すり等を設置する工事 ◎手すり等を設置するために壁の下地を補強する工事
	段差等の解消	◎出入口の段差を解消する工事 ・玄関や部屋の出入口にスロープを設置する工事 ・敷居を撤去する工事 ・床を上げる工事 ◎階段の勾配を緩やかにする工事
	床材等の変更	◎床やタイルを滑りにくくする工事 ◎居室の畳を床材等へ変更する工事 ◎階段に滑り止めを行う工事 ◎床材等の変更のために下地や根太を補強する工事
	出入口の変更	◎間口幅を広げるための工事 ◎開き戸を引き戸、折れ戸等に取り替える工事 ◎自動ドアに取り替える工事 ◎扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事 ◎ドアノブの変更、戸車の取り付け等の工事 ◎外側から開錠できるようにする工事
	昇降器の設置	◎昇降機を設置する工事 ◎昇降機設置に伴う必要工事
	その他	◎足下灯を設置する工事 ◎洗面台、調理台を膝入れスペースのある型式に変更する工事 ◎合弁水道栓にする工事 ◎スイッチ等を手の届く位置に変更する工事 ◎スペースを広げる工事 ◎有効幅員を広げる工事
トイレ	便器等の 取り替え	◎和式便器を洋式便器に取り替える工事 ◎洋式普通便座を暖房便座及び温水洗浄機能付に取り替える工事 ◎便器の取り替えに伴う必要工事 ※水洗化工事は除く
浴室	浴槽等の 取り替え	◎浴槽を埋め込み型又は半埋め込み型にする工事 ◎浴槽を二方向から介助できるようにする工事 ◎シャワー、水道栓の設置や位置を変更する工事 ◎浴槽等の取り替え工事に伴う壁面やタイル等の改修工事 ◎浴槽の取り替えに伴う必要工事
その他		◎その他市長が必要と認める工事

☆留意事項

○申請について

<申請の際の連絡先>

介護保険制度をご利用の方 ⇒ 担当のケアマネージャー

障がい福祉制度ご利用の方 ⇒ 障がい福祉課 自立支援係（連絡先は別載）

- 助成を受けるためには必ず工事前の申請が必要となります。工事後の申請は受け付けることができません。
- 申請受付け後、審査を経て決定となります。決定後に工事を開始していただく必要があります
- この事業は介護保険制度、障がい者福祉制度における住宅改修の給付金ではまかないきれない分をさらに上乗せして助成する事業です。それぞれの制度の給付金内の工事に関してはこの事業の対象にはなりません

○審査等について

- 新築、増築は助成対象になりません
- 助成は1住宅につき1回です
- 複数年度にまたがった改修工事は助成対象になりません
- その他の理由により審査の結果によっては助成できない場合があります

○助成金の支払いについて

- 助成金は実績報告の審査が終わった後の請求に基づき口座に振り込みます
- ※実績報告前に工事費用の全額を改修業者にお支払いいただく必要があります



(参考) 住宅改修の種類

①介護保険にて要介護（要支援を含む）の認定を受けた方

⇒介護保険による住宅改修費の支給を受けられる場合があります

（担当：長寿福祉課 介護給付係 TEL 525-6587）

②下肢、体幹または不随意運動失調等による移動機能障害により身体障がい者手帳の交付を受けた方（単独等級3級以上）

⇒身体障害者（児）に対する日常生活用具の給付として、住宅改修の給付を受けられる場合があります

（担当：障がい福祉課 自立支援係 TEL 525-3746）

③介護保険にて要介護（要支援を含む）の認定を受けておらず、かつ身体障害者手帳の交付を受けていない方

⇒高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の助成を受けられる場合があります

（担当：長寿福祉課 長寿支援係 TEL 525-7657）



<問合せ先>

〒960-8002 福島市森合町10-1（福島市保健福祉センター内）
福島市長寿福祉課 長寿支援係
TEL 525-7657 FAX 525-5371